

令和 6 年第 11 回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和 6 年 11 月 27 日（水）

午後 1 時 30 分

場所・座間市役所 6 F 全員協議会室

第11回座間市農業委員会定例総会議事録

令和6年11月27日、第11回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

1	森	川	保	7	吉	川	充
2	草	薙	初 夫	8	小	泉	聡
3	若	菜	成 之	9	鈴	野	伸 吾
4	曾	根	将 彦	11	市	川	芳 明
5	池	上	元 徳	12	山	村	優 子
6	吉	川	稔 恒				

会議を欠席した委員

10 吉 川 浩 正

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

曾 根 覚 、 池 上 光 昭 、 野 島 喜代史

書記は次のとおり

- | | | |
|---|-------|---------|
| 1 | 事務局 長 | 田 川 敦 子 |
| 2 | 事務局次長 | 曾 根 和 士 |
| 3 | 主 事 補 | 束 田 佑太郎 |
| 4 | 主 事 補 | 関 口 裕 介 |

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第23号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第24号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第35号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

その他

午後 1 時30分開会

- 議長 ただいまの出席委員は11人で、定足数に達しております。
- これより令和 6 年第11回座間市農業委員会定例総会を開会いたします。
- それでは、本日の議事に入ります。
- 本日の議事日程は、お手元に配布させておりますとおり定めましたので、ご了承願います。
- なお、10番吉川浩正委員から欠席届が出ておりますので報告いたします。
- 日程第 1、議事録署名委員の指名について。
- 座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、4 番曾根将彦委員、11番市川芳明委員の両名を指名いたします。
- 次に、日程第 2、諸報告について。事務局より報告を求めます。
- 事務局 それでは、日程第 2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧ください。
- まずは、1 の会務報告です。今回は、令和 6 年10月30日（水）から令和 6 年11月26日（火）までの概要でございます。
- 先月、10月30日（水）、この場所におきまして、令和 6 年第10回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第 4 条、1 件、1 筆の農地転用届出、農地法第 5 条、6 件、7 筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。
- 議案としましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、2 件、14筆の合計 2 議案につきましてご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手續をさせていただきました。
- また、同日に大和市内で開催された県央地区農業委員会連合会会長・事務局長会議に、私が出席しております。
- 10月31日（木）と11月11日（月）、13日（水）、14日（木）には地域計画の策定に向けた話合いである協議の場に、農業委員、推進委員、事務局が出席しました。
- 11月 3 日（日）には市庁舎会議室で開催された、市表彰式に、会長が来賓として出席されています。
- 11月 6 日（水）には横浜市内で開催された県農業委員会活動推進大会に、農業委員、推進委員、事務局が出席しました。
- 11月16日（土）には海老名市内で開催された福島県須賀川市・秋田県大仙市・座間

市三市交流会に、会長が出席されています。

11月18日（月）には市庁舎会議室で開催された都市計画審議会に、会長が出席されました。

11月20日（水）には農地部会を開催し、本日の議案について現地確認と事前協議を行っています。

11月22日（金）には農業委員による入谷地区の農地パトロールを実施しました。

続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は合計6件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理をさせていただきました。

諸報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、事務局より報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第23号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第24号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第23号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和6年11月27日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

続きまして、日程第4、報告第24号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和6年11月27日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

次第最終ページの総括表をご覧ください。

農地法第3条許可申請について、地目、畑が2筆、地積、396㎡

農地法第4条届出について、地目、田が3筆、地積、588.60㎡、畑が1筆、地積、1.82㎡。

農地法第5条届出について、地目、畑が1筆、地積、100㎡、畑が2筆、地積、271㎡。

合計としまして、田が4筆、地積合計、688.60㎡、畑が5筆、地積合計、668.82㎡で、届出件数が6件でございます。

以上です。

議長 ただいま、まとめて報告がございました。
報告に対し、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。
次に、日程第5、議案第35号、農地法第3条の規定に基づく許可申請についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第35号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。
別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和6年11月27日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の3ページをご覧ください。

譲渡人ですが、横浜市戸塚区汲沢六丁目■■■■■にお住まいの、■■■■■さん。

譲受人は、東京都杉並区阿佐谷北1丁目■■■■■にお住まいの、■■■■■さんです。

土地につきましては、番号1、四ツ谷字天神道■■■■■、地目、田、地積、2,097㎡。
番号2、四ツ谷字天神道■■■■■、地目、田、地積、99㎡で、地積合計、396㎡です。

案内図につきましては資料の4ページをご覧ください。

新田宿四ツ谷コミュニティセンターの西側に位置する市街化調整区域内の田で、現況は畑の2筆でございます。

譲受人の■■■■■さんですが、令和6年度より新規就農し、現在は露地野菜を約1,000㎡の作付をされております。今回は、耕作規模を拡大するため3条の許可申請をされました。許可後は、露地野菜の作付面積の拡大のほか、許可地で育苗管理等を行う計画になっております。

農地の状況としましては、お手元のタブレットまたはテレビモニターにて現況の写真を用意しましたので、ご確認をお願いいたします。

所有する農業機械は耕耘機です。

内容につきましては以上になります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ただいま、議案第 35 号、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告を求めます。

若菜農地部会長 今月20日、農地部会委員と事務局、また局長で現地確認に行っていました。

この4ページの図面を見ると、皆さん、恐らく見覚えがある図面で、2か月ぐらい前にあっせんが出てきたものです。場所は、先ほど事務局が言われたとおり、①、②と書いてあるところが新田宿四ツ谷コミセンです。

それともう一つが、お名前です。■さん、やはり、農振部会の方は聞き覚えがあると思います。4月か5月に新規就農の認定をされた方です。住所が東京ということなのですが、私は少し関わり合いがあるのですが、この方は、1週間に4回か5回は畑に来ています。それだけやる気があるというか、楽しくてしょうがないというか、そういう方だと思います。

若い人にしても、年配の人にしても、市内で農業をやろうという人がなかなかいない中、東京から通ってやりたいと。ある程度、面積を持つと欲が出てきて、もっとやりたいという気持ちになるというのが現状だと思います。

そこにちょうど四ツ谷地区でこの土地のあっせんが出てきたときに回覧を回したのですが、その回覧の回答はゼロでした。そんな話を耕作している土地の周りの人から恐らく聞いたのだと思います。あそこだったら今、売りに出しているというか、あっせんの回覧板が来たということで聞いたのだと思うのです。そんなことで相談があったのがこの許可申請ということになります。

内容は少し長くなってしまいましたが、その方の熱意です、座間市の農業をやるには、市内の方などは当てにできない。もう市外でも何でも、やる気がある方にやってもらうしかないという状況だと思います。まして、座間の小田急線から東側は、かなりの新規就農の方がいますけど、西側はほとんどいません。それを西側に来ていただいたわけです。農地が必要だということで所有権移転の申請が出されたということで、

私としては認めていいのではないかと思います。

以上です。

議長 議案第35号の地区担当委員は吉川稔恒委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

吉川（稔）委員 今回の申請は、所有権移動を伴う3条の申請であって、結論から申し上げますと、許可することはいかななものかと思われ、私としては、賛成はできません。

理由としましては、申請者が今年3月に新規就農者として市の認定を受けて、この4月に利用権設定による800㎡の農地と県の農地ファーマーによる農地、ここに書いてあるように併せて1,052㎡の営農を始めたところです。営農実績が浅く、所有権移転を伴う3条申請は、時期尚早かと思います。

先週の農地部会での議論も含め意見を言わせていただきますが、申請者は、東京都杉並区在住ですが、先ほど部会長からも説明があったように、部会員からは、週に4日ぐらい畑に来ており熱心な方であり、また、大豆生産組合にも加入しているとのこと、現地視察のときは大豆の収穫後の畑も確認できました。

私としましては、今回の申請の農地は、4月に認められた令和8年12月末までの利用権設定による貸し借りと期間を同じにした貸し借りでの設定を行って、3年近くの営農実績を見て、その後、3条申請が上がってくれば許可すべきかどうか判断すればと考えます。

以上です。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。

市川委員 吉川（稔）委員の意見と同じような考えなのですが、 さんというのは何歳ぐらいの方ですか。

吉川（稔）委員 64歳。

市川委員 健全であれば通勤も可能でしょうが、体調を崩したとか何かで通いきれるのかどうかというのと、この場所は、農振の用地ですか、それとも白地ですか。

事務局 白地です。

市川委員 そうすると、所有権を移転して、その人が体調を崩して、もう営農ができませんようになったときにこの農地がどうなるのか、それを引き継ぐ人がいるのかどうかというのも懸念されます。

本人がやりたいというのであれば、不可というのは出せないで、その辺も考えて、大豆生産組合の仲間として若菜委員が面倒を見ていくようになると思うのです。その辺も見届けて、指導してあげてください。

若菜農地部会長 この方が農業を始めたときから、私は一緒になって、指導はできないのだけれども、仲間と一緒にいるのです。

この1,052㎡を借りたときも、こうやりましょうということで、全て手続は一緒に取っているのです。本当に熱心な方です。

市川委員 年齢的なもので、いつ体調を崩すか分からないので、その辺が少し心配だなと。営農ができなくなったときにどうするのかと余計な考えをしてしまうのですが、分かりました。

吉川(稔)委員 私も、だんだん後継者がいないという中で、こういう人が来てくれるのはいいのですが、まだ9か月ぐらいしかたっていないのに所有権の移転を伴うものまでの許可をしていいのかどうか。まだ実績がないのではないかと。ということで、先ほど言ったように貸し借りでやってみて、令和8年12月以降に、本人がどうしても買いたいと言えば、そのときに判断して、よく頑張ってきたねと判断すればいいのかと重ねて申し上げます。

議長 ほかにいかがですか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第35号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、農地部会長報告は「承認」であります。農地部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数。よって、議案第35号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、議案審議は全て終了しました。

委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございますか。

市川委員 諸報告の中で農協が表彰されたとのことなのですが、どのような内容か分かる範囲内で。

議長 そうしましたら、大豆生産組合で表彰されましたので、組合長の若菜委員、一言お願いいたします。

若菜農地部会長 3日に座間市大豆生産組合の代表として表彰に立ち会ってきました。10年ぶりぐらいですか。

市川委員 表彰を受けたのがね。

若菜農地部会長 はい。その中で、やはり新規就農の人も一緒に今、行っているのだということも評価されたのではないかと考えているのですが。賞を頂いてきました。

市川委員 あと、大豆でも特産品として何かを作ったと、その辺も評価対象ということ聞いたのですが、その辺はどうなのですか。

若菜農地部会長 初めは、いろいろな方に中に入っていて、学校給食、豆腐屋に豆腐の材料として卸すだけではなくて、学校給食に提供するという希望が達成されて、その後に、どんな品物でもそうなのですが、次から次に新しいものを出していくと幾らおいしいものを食べても、もっとおいしいものが出てきてしまいますので、きなこ玉というのを作り、それからすぐに五家宝というのを作りました。

五家宝はまだですが、きなこ玉は、今、座間市の特産品として認定されています。ふるさとまつりなどでも少し値引いて売って、こういう仲間に入ったということをPRしている最中です。

市川委員 分かりました。ますます大豆の作付を増やして、頑張ってください。
以上です。

議長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 事務局から何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で、令和6年第11回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後1時52分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

4 番 _____

11 番 _____